

鎌倉市における歴史的風土保存の取組み（要点）

1．鎌倉における歴史的資産

- ・江戸～明治に一農村であった鎌倉は、京都や奈良など他の古都と比較し、町屋などのまとまった歴史的資産が市街地にほとんど存在しない。このため、鎌倉における守るべき歴史的風土は、旧市街地を取り囲むように立地する歴史的建造物と一体となった山丘が中心
- ・京都、奈良と比べ都市スケールが小さく、旧市街地内から周囲の山並みまでが近接している。また、市街地は山裾の谷戸内部まで及んでいる
- ・古都鎌倉を偲ばせる周囲の山並の保存とともに、それらを旧市街地から望見できることが、歴史的資産を活かしたまちづくりの基本的考え方

2．歴史的風土保存のための施策連携

- ・旧市街地を取り囲む歴史的建造物等と一体となった自然的環境は、古都鎌倉の都市構造の骨格をなしており、古都保存法により現状凍結的に保存
- ・骨格に連なる周囲の自然的環境は、風致地区制度、特別緑地保全地区制度、都市公園整備、各種条例等、地方公共団体が主体となり保全

3．高い市民意識と主体的な市民活動

- ・昭和初期の別荘分譲以来、数多くの文化人等が居住した鎌倉では、歴史的風土の保存に関する市民意識が高い
- ・鎌倉風致保存会をはじめ、現在も数多くの様々な市民活動が展開

4．鎌倉市の独自の取組み

- ・法律に基づく取組みに加え、独自の条例・要綱や行政指導による様々な取組み
- ・歴史的風土保存区域外の大規模緑地の保全において独自の債券を発行するなど必要な財源措置についても積極的な取組み
- ・行政の動きに呼応して、市民団体からもトラストの動き

5．歴史的資産を活かしたまちづくりに向けた今後の課題等

- ・歴史的風土を構成する樹林地の適切な管理が課題
- ・点在する別荘建築物などの歴史的建造物の保全・活用とともに、景観法の活用など、積極的な都市景観形成に向けた取組みが課題